

保医発 0228 第 1 号
令和 5 年 2 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 54 号）が公布され、令和 5 年 3 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 の (1) 中の「又は関節症性乾癬患者」を「、
関節症性乾癬又は移植片対宿主病 (G V H D) 患者」に改め、次を加える。
キ ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病 (G V H D) 患者に対し
ては、臨床症状の改善又はステロイドの減量を目的として行った場合に限り、
関連学会の指針に沿って一連につき 24 週間 31 回を限度として算定する。なお、
医学的な必要性から一連につき 24 週間 31 回を超えて算定する場合には、その
理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡ 071 (1) ①中の「又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」」を「、「人工股関節寛骨臼コンポーネント」又は「上肢再建用人工材料」」に改める。
 - 2 別表のⅡに次を加える。
- 222 体外フォトフェレーシスキット
次のいずれにも該当すること。
- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「体外フォトフェレーシス装置」であること。
 - (2) ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病 (GVHD) 患者の臨床症状改善又はステロイド減量を目的に、体外循環した末梢血を遠心分離し、メトキシサレン溶液を注入後、紫外線照射を行うもの (回路を含む。) であること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第9部 処置 J000～J041 (略) J041-2 血球成分除去療法(1日につき) (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。) は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、 クローン病、膿疱性乾癬、 <u>関節症性乾癬又は移植片対宿主病(GVHD)患者に対して次のアからキまでのとおり実施した場合に算定できる。</u> ア～カ (略) <u>キ ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病(GVHD)患者に対しては、臨床症状の改善又はステロイドの減量を目的として行った場合に限り、関連学会の指針に沿って一連につき24週間31回を限度として算定する。なお、医学的な必要性から一連につき24週間31回を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第9部 (略) 第9部 処置 J000～J041 (略) J041-2 血球成分除去療法(1日につき) (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。) は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、 クローン病、膿疱性乾癬 <u>又は</u> 関節症性乾癬患者に対して 次のアからカまでのとおり実施した場合に算定できる。 ア～カ (略) (新設)

(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
J 0 4 2～J 2 0 1 (略)	J 0 4 2～J 2 0 1 (略)
第 10 部 (略)	第 10 部 (略)
第 3 章 (略)	第 3 章 (略)
別添 2 (略)	別添 2 (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～070 (略) 071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」、「患者適合型体内固定用プレート」、<u>「人工股関節寛骨臼コンポーネント」又は「上肢再建用人工材料」</u>であるものにより構成されること。 ②～③ (略) (2)～(3) (略) 072～221 (略) <u>222 体外フォトフェレーシスキット</u> <u>定義</u>	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～070 (略) 071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「人工関節セット」、「脊椎ケージ」、「体内固定用プレート」、「患者適合型体内固定用プレート」<u>又は「人工股関節寛骨臼コンポーネント」</u>であるものにより構成されること。 ②～③ (略) (2)～(3) (略) 072～221 (略) (新設)

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「体外フォトフェレーシス装置」であること。
- (2) ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病（GVHD）患者の臨床症状改善又はステロイド減量を目的に、体外循環した末梢血を遠心分離し、メトキサレン溶液を注入後、紫外線照射を行うもの（回路を含む。）であること。

Ⅲ～Ⅸ （略）

Ⅲ～Ⅸ （略）